

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	総事業費(千円)
合計						1,514,492
1	単	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【住民税均等割非課税世帯への支援】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 11000世帯×70千円 事務費 10107千円 事務費の内容 ・需用費(事務用品等)・役務費(郵送料等)・業務委託料 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (11000世帯)	R5.12	R6.3	780,107
2	単	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【住民税均等割のみ課税世帯への支援】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 2,500世帯×100千円 事務費 2,608千円 事務費の内容 ・需用費(事務用品等)・役務費(郵送料等)・業務委託料 ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 2,500世帯)	R6.3	R6.3	252,608
3	単	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【こども加算】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得の子育て世帯への給付金 ③給付金額 低所得の子育て世帯に属する18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童) 3,300人×50千円 事務費 1,655千円 事務費の内容 ・需用費(事務用品等)・役務費(郵送料等)・業務委託料 ④低所得の子育て世帯2,000世帯(18歳以下の児童数3,300人)	R6.3	R6.3	166,655
4	単	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【新たに住民税非課税等となる世帯への支援】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金額 新たに住民税非課税世帯等となる世帯 100世帯×100千円 事務費 94千円 事務費の内容 ・需用費(事務用品等)・役務費(郵送料等)・業務委託料 ④R6年度に新たに住民税非課税世帯等となる世帯 (100世帯)	R6.3	R6.3	10,094
5	単	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【調整給付】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金額 調整給付 40,000千円 事務費 378千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料として支出] ④定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	R6.3	R6.3	40,378
6	単	キャッシュレス決済ポイント還元事業	①地域内での消費を下支えることにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を緩和する ②委託料 210,000千円 ③ポイント原資 170,000千円、清算用ポイント原資 10,000千円、事務局運営費 30,000千円 ④市内事業者、市民等	R6.2	R6.3	210,000

7	単	省エネ家電購入促進事業	①物価高騰の影響を受けている市民に対し、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー消費量と費用負担の軽減を図る ②省エネ家電等購入促進事業補助金、需用費 ③ ○対象家電 エアコン、冷蔵庫 ○補助額、見込件数 (補助対象経費/補助額/件数/小計) 購入額5～10万円 補助額 10,000円 ×100人 = 1,000,000円 購入額10～15万円 補助額 20,000円 ×100人 = 2,000,000円 購入額15万円以上 補助額 30,000円 ×200人 = 6,000,000円 加算分 10,000円 ×100人 = 1,000,000円 ※70歳以上の市民が含まれる世帯のエアコンの購入の場合は補助額10,000円加算する。 ○事務費 需用費 150千円 ④市民	R6.2	R6.3	10,150
8	単	運送事業者等運転手確保支援事業	①慢性的な人手不足に加え、働き方改革関連法により2024年4月1日以降の輸送能力不足が生じることが懸念される運送業界に対し、エネルギー価格高騰の影響を受けている中においても人材確保につながる事業を実施できるよう支援を行う ②交付金 以下の事業を行う事業者に対し、交付金を支給する A:新規運転手採用:求人サイトへの広告掲載、就職説明会の参加その他運転手の採用に必要な費用を支援。 B:運転手育成・研修:技術向上や安全運転研修を行い、スキルアップを支援し、運転手の確保につなげる。 C:運転手の待遇や福利厚生の改善:運転手への適切な待遇や福利厚生を提供し、運転手の定着率を高める。 ③上記Aの費用として基本額10万円+B、Cの費用として、車両保有台数から換算した採用想定人数割額を0万円単位で加算する。 (1)貨物自動車運送事業(トラック運送) ・78事業者で計16,800千円 (2)一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス) ・8事業者で計1,300千円 (3)自動車運転代行業(栃木県公安委員会の認定を受けている事業者) ・一律10万円(基本額のみ)×19事業者=1,900千円 (1)+(2)+(3)合計20,000千円 ④市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次のいずれかの事業を行う事業者※大企業は対象外。 (1)貨物自動車運送事業(トラック運送)※緑ナンバーのみ (2)一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス) (3)自動車運転代行業(栃木県公安委員会の認定を受けている事業者)	R6.2	R6.3	20,000
9	単	地域公共交通運転手確保事業	①働き方改革関連法により2024年4月1日以降の運転手不足が懸念されるほか、現在乗務を行っているバスやタクシーの運転手の高齢化が進展しており、地域に不可欠な交通手段の確保を将来にわたって維持するために、エネルギー価格高騰の影響を受けている中においても、必要な運転手を確保できるよう支援を行う ②交付金 ③50万円×9社(タクシー事業者6社、路線バス事業者3社) ④ ○一般乗用旅客自動車運送事業を営むタクシー事業者であって、那須塩原市内に本店又は事業所を有し、栃木県タクシー協会に加盟するもの ○一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、路線バス事業を営むバス事業者であって、那須塩原市内に本店又は支店を有するもの	R6.2	R6.3	4,500
10	単	EVバス購入補助事業	①低燃費車両であるEVバスの購入に関する支援を行い、燃料費高騰による事業継続への影響を緩和し、市内の公共交通の維持・確保を図る ②EVバス購入補助金 ③EVバス購入補助金 20,000千円×1台×1社 ④一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有し、路線バス事業を営むバス事業者であって、那須塩原市内に本店又は支店を有するもの	R6.2	R6.3	20,000